官刻

孝義録

上師、下師

十一

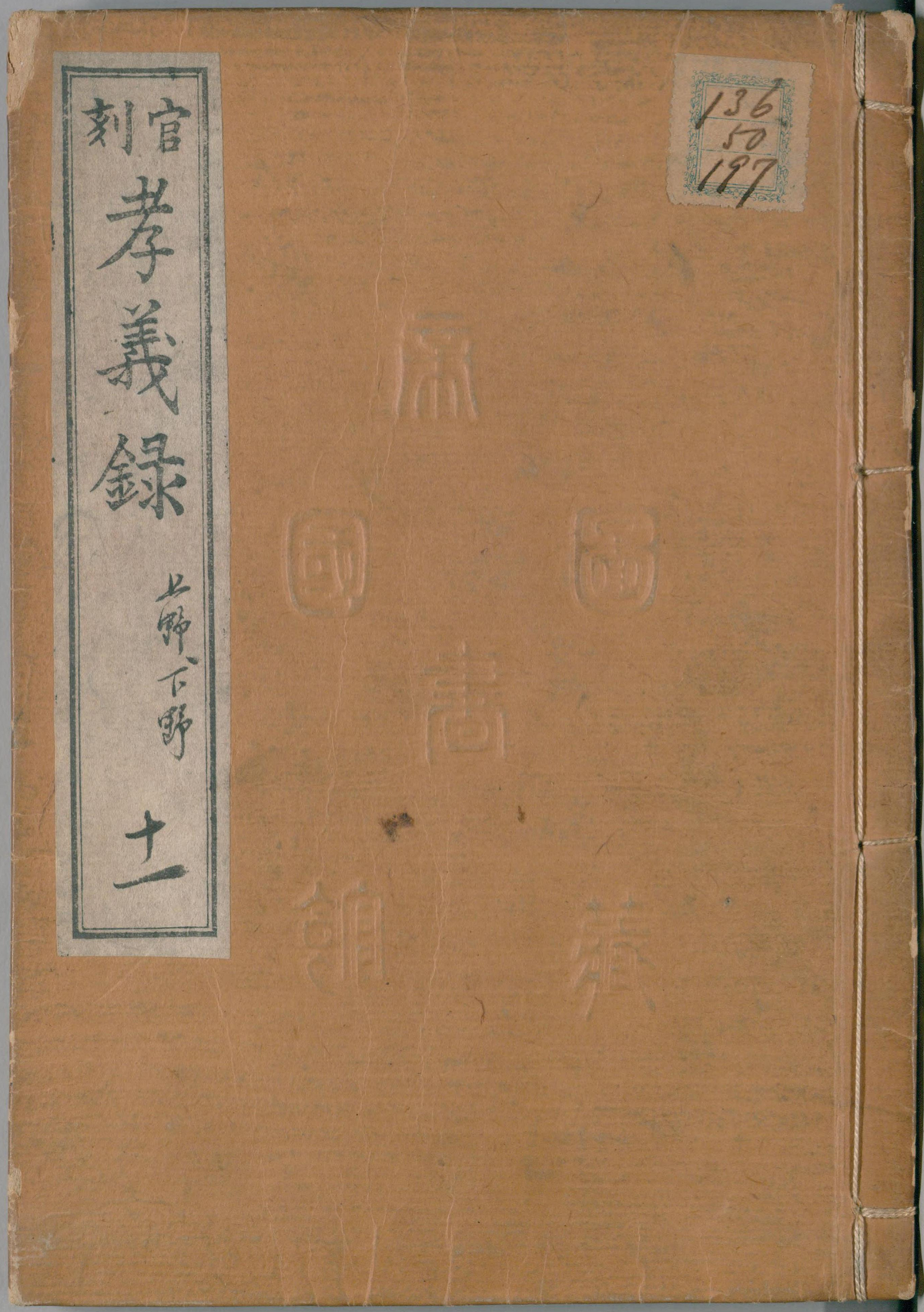

136
50
197

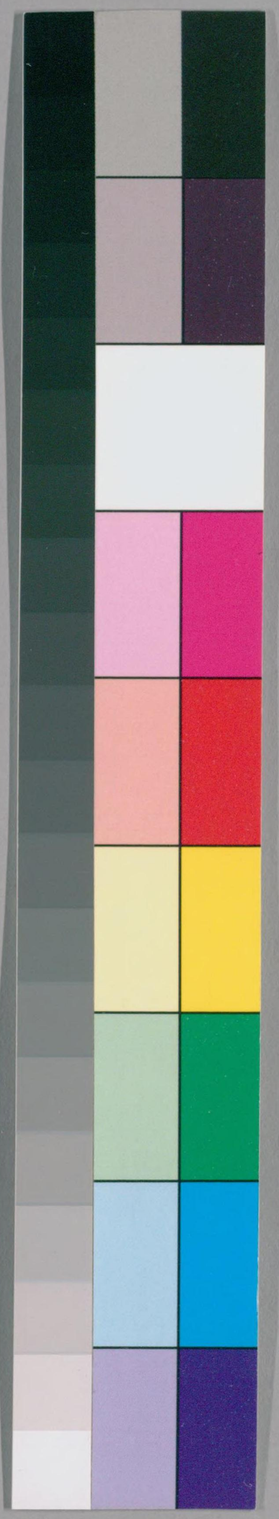

国立国会図書館　タイトル『孝義録』 請求記号 136-197

ガラス使用

官刻

孝義錄

上野
下野

十

136
50
197

東京圖書館

和書門	一三六七函	一二八號	五ノ冊
傳記類	五八架		

国立国会図書館　タイトル『孝義録』 請求記号 136-197

ガラス使用

日本學士院
TOKIO LIBRARY
帝國圖書館
明治九年文部省交付

孝義錄卷之十一

上野國

奇特者	御代官支配所 群馬郡下瀧村	名主	天田善玄湯 四十六歳 寛政五年御褒賞
奇特者	同支配所 新田郡尾島村	名主	又市 四十歳 寛政六年御褒賞
孝行者	同支配所 邑樂郡板倉村	百姓	市郎左衛門 五十三歳 寛政六年御褒賞
孝行者	同支配所 同所		市郎左衛門妻 [illegible]湯 四十一歳 同時御褒賞
孝行者	同支配所 甘樂郡麻生村	百姓	吉之助 三十二歳 寛政六年御褒賞
○孝行者	同支配所 甘樂郡馬山村	百姓	清太郎 四十二歳 寛政六年御褒賞

国立国会図書館　タイトル『孝義録』　請求記号 136-197
ガラス使用

奇特者	同支配所 甘楽郡小平村	元名主	新藏 六十二歳	寛政六年 御褒美
奇特者	同支配所 同所	名主	茂左史 三十七歳	同時 御褒美
奇特者	同支配所 同所		年寄 十四人	同時 御褒美
奇特者	同支配所 同所		百姓代 六人	同時 御褒美
奇特者	同支配所 雄氷郡板鼻宿	本陣茲之湧父	茲内 七十九歳	寛政七年 御褒美
奇特者	同支配所 群馬郡上新田	名主	金七 四十八歳	寛政十年 御褒美
孝行者	松平久五郎領分 館林城下材木町	町人	又市 二十一歳	宝暦三年 褒美
奇特者	同領 館林城下塚場町	又市伯父	十左衛 五十三歳	同時 発言

奇特者	同領 館林城下連雀町	同	茲之湧 四十三歳	同時 発言
孝行者	同領 邑楽郡門俣村	渡守	和平次 三十三歳	寶暦五年 褒美
孝行者	同領 邑楽郡谷越村	百姓	瀬之湧 四十八歳	寶暦七年 褒美
孝行者	同領 邑楽郡高根村	百姓茲左衛悴喜宝帰妻	ぎん 二十九歳	寶暦七年 褒美
孝行者	同領 邑楽郡谷越村	百姓	茲左衛 五十二歳	明和五年 褒美
孝行者	同領 同所	茲左衛妻	たよ 二十八歳	同時 褒美
孝行者	同領 邑楽郡青柳村	百姓五之湧厄介	さと 三十八歳	明和七年 褒美
孝行者	同領 邑楽郡小桑原村	百姓	和右衛 四十六歳	安永九年 褒美

国立国会図書館　タイトル『孝義録』　請求記号 136-197
ガラス使用

孝行者　同領　邑楽郡南大鴻村　百姓　安云濤　四十六歳　安永九年　褒賞

孝行者　同領　邑楽郡傍示塚村　百姓新助悴　清蔵　三十歳　天明元年　褒賞

孝行者　同領　舘林城下塚場町　町人孫次右衛悴　忠右衛　三十四歳　天明四年　褒賞

孝行者　同領　舘林城下鞘町　町人　磯八　三十四歳　天明六年　褒賞

孝行者　同領　邑楽郡下早川田村　百姓清右衛悴　庄左衛　二十九歳　寛政元年　褒賞

孝行者　同領　勢多郡塚越村　百姓　何平　三十二歳　寛政元年　褒賞

貞節者　同領　勢多郡塚越村　百姓佐太右衛後家　さよ　四十四歳　寛政元年　褒賞

孝行者　同領　山田郡唯上村　百姓惣七悴　次郎三濤　三十五歳　寛政元年　褒賞

孝行者　同領　同所　同　幸七　三十一歳　同時　褒賞

忠孝者　同領　邑楽郡狸塚村　高源寺下男　孫右衛　五十九歳　寛政元年　褒賞

孝行者　同領　山田郡東長岡村　百姓太右衛悴　幸右衛　三十八歳　寛政元年　褒賞

孝行者　同領　同所　幸右衛姪　いち　十七歳　同時　参

○孝行者　同領　舘林城下張治町　町人長云濤後家　まつ　三十八歳　寛政元年　褒賞

孝行者　同領　同所　同娘　みつ　十二歳　同時　参

孝行者　同領　舘林城下基宿町　町人吉右衛娘　こさ　三十三歳　寛政元年　褒賞

孝行者　同領　舘林城下片町　町人清助後家悴　清次郎　二十一歳　寛政元年　褒賞

国立国会図書館　タイトル『孝義録』　請求記号 136-197
ガラス使用

孝行者	同領 同所		同娘	
○孝行者	同領 鈹林城下並木町	町人平助將	平右衛 二十五歳	同時 褒美
孝行者	同領 鈹林城下本鉢屋町	町人	十右衛 三十二歳	寛政元年 褒美
孝行者	同領 鈹林城下目車町	町人	文右衛 三十歳	寛政元年 褒美
孝行者	同領 鈹林城下目車町	町人	九右衛 二十八歳	寛政元年 褒美
孝行者	同領 鈹林城下塚場町	町人	茂七 三十歳	寛政元年 褒美
奇特者	同領 邑楽郡谷越町	町人	九右衛 三十一歳	寛政元年 褒美
○孝行者	同領 邑楽郡高根村	百姓佐[illegible]娘	ち よ 十四歳	寛政二年 褒美

奇特者	松平[illegible]善氏領分 甘楽郡下長根村	名主	彦太郎 死後	天明四年 褒美
奇特者	同領 甘楽郡田鴻村	名主	茂 五十六歳	天明四年 褒美
孝行者	同領 甘楽郡上高瀬村	百姓	長[illegible] 三十三歳	天明七年 褒美
孝行者	前田大和守領分 甘楽郡大桑原村	百姓	新 三十六歳	寛政二年 褒美
孝行者	同領 甘楽郡黒岩村	百姓	伊左衛 五十九歳	寛政二年 褒美
孝行者	同領 甘楽郡巖村	百姓	和助 死後	寛政二年 褒美
孝行者	松平[illegible]領分 多胡郡多比良村	百姓	勇七 五十一歳	寛政元年 褒美
孝行者	同領 群馬郡下室田村	百姓	勘左衛 六十一歳	寛政元年 褒美

国立国会図書館　タイトル『孝義録』 請求記号 136-197
ガラス使用

孝行者　同領　同所　百姓勘右衛門妻　つや　六十一歳　同時褒美

孝行者　同領　同所　同悴　甚太郎　三十五歳　同時褒美

孝行者　同領　那波郡下茂木村　百姓　孫四郎　四十二歳　寛政元年褒美

孝行者　同領　松平大和守領分　群馬郡大久保村　百姓　十右衛門　三十九歳　宝暦三年褒美

孝行者　同領　群馬郡前橋田新町　町人　利七　四十四歳　宝暦六年褒美

忠義者　同領　勢多郡原之郷　百姓　七平　四十九歳　宝暦八年褒美

孝行者　同領　群馬郡前橋天川町　町人　宗右衛門　四十一歳　宝暦十二年褒美

孝行者　同領　群馬郡惣社西ノ鴻町　百姓　清五郎　四十四歳　明和四年褒美

貞節者　同領　勢多郡上泉村　百姓善八妻　かの　三十七歳　明和六年褒美

孝行者　同領　勢多郡前橋細沢町　町人孫左衛門悴　伝之助　二十九歳　明和六年褒美

孝行者　同領　勢多郡前橋細沢町　町人政右衛門悴　文右衛門　三十一歳　明和六年褒美

孝行者　同領　群馬郡前橋田新町　百姓与惣娘　さん　七十六歳　安永五年褒美

孝行者　同領　同所　同　しゆん　六十八歳　同時褒美

奇特者　同領　群馬郡大久保村　名主　中澤宇右衛門　五十五歳　天明元年褒美

奇特者　同領　群馬郡惣社町　名主　三雲源太左衛門　四十九歳　天明元年褒美

奇特者　同領　勢多郡二俣村　百姓庄七弟医者　玄蕃　四十三歳　寛政元年褒美

孝行者	日領 勢多郡八所村	百姓	小八 三十八歳 寛政元年 褒賞
孝行者	酒井越前守領分 群馬郡下高濱村	百姓	清会清 四十七歳 明和元年 褒賞
孝行者	中根内昭知行所 山田郡境西村	百姓	八命右馬 三十八歳 安永五年 褒賞
孝行者	進藤太郎知行所 山田郡龍舞村	百姓	六右馬 四十四歳 明和七年 褒賞
孝行者	岩松玄庫知行所 新田郡下田嶋村	百姓	仙助 三十三歳 天明二年 褒賞

孝行者清太郎

清太郎ハ甘楽郡馬山村乃百姓なり生れつき篤実にして農業を励ミ居るも七石ハ[illegible]三十四年ニなりされ父乃十六年にをくれ母ハ二十年あまりにさ小をもさき病をとうれへ[illegible]後相[illegible]けれハいかにもしく志はめまをしく醫師ハ[illegible]佛神ハいれ又妙薬ありとこさくめ[illegible]やうに求め来り日夜かくさらにて看病せし[illegible]にをれつゝ農事にも怠りをるを隣[illegible]の人々哀れにおもひて看病の助けをなるべし

とゝ母妻をむかへさせけるされは夫婦ものゝ世をすり
母乃女抱しかゝれくに耕作しけるを始の法人
さ海あしくとく母れとかくいひけれは其れよし媒
なる人にかゝり縁きりて出し屋りぬくゝ母持たる
田地をゝる質にいまとく母の業を求め今ハそゝ宅地
乃高のゝ持て艱難いちんかくなりけるまあ海時
ちかれ家より火はとりて忽にをのゝ家にもうつり
きれは只母のゝ行ひ遁まゝ家財をゝゝる燒失
ひ世をゝりゝ世下にはしくなりぬまと孝心粗そ母
まさ見けるハ村人おれをこゝろまゝ家を営ゝゝ母

こゝろせし上に穀物をもあるへきり清太郎ハ賃仕事か
といふ事をして母ハ喜ひ農業も心乃まくならぬ
さ海すまゝ組合れものをもしめ村の人く後の妻を
媒しけるかいと海ゆんやこのにして姑をもいてきり
しかと姑は此病に侵さましより外なる人の家に
来海を嫌ひ其ハ見れぬ女乃来りけるとゝも
ハまゝりたる来をもゝ板しれを打そくきなとせく
を清太郎ハ母ゝ手の痛まれ事をうれへ始るを
綿にてそれ来をまれさくをこゝろへ其れ志りなる母は
とかく姑をとそ人乃とく扱ひ其ハ又離縁をもなき

ちやこ思ひつまとさ私まゝ家ハ家業も怠りたるは
孝義もをろそかなり何してもそれまゝ貞心乃
りのなれハとくせんかゝるく家のうへに荒をりて
さくやう那るゆゝとを志つらひてをらし給ひうこ
ちかはさ紀に一人の男子をうこそ後病くはゆり
うせそりされ隣にしたり此乳をさひくるをも
おふしまそハ少く艱難いや増りしかと母私看病ハ病
ちりも怠ら次に精力をもてを紀ちろ病も大
屋う活り高みそしうハ儀の人に母を粉えて折くに
あるり此家に雇ものれ是と一日此内にはもく帰て

食物を給ひ其他よろはれ法さそひて仮抱し夜
更るまゝ縄をなひ居り此ものを法くりて
其價をハみな母乃用にうる人又常に好めもとて座
に小高紀をつき菓花を植くたのしまゝむ身に
も法くまを何とくとも母にはは夜殿より夜の物をま
に知るまでも紀をさせ寄紀ちろ其焚火ゆるに
火箱なとにあるうし紀衆ハ添麻しなら世中の
物語し好る物ハ力乃うきりをめ百錢二百錢ゆ
人にかりてもいつ人を紀く者に足しからぬさ何り
もあなりきれハ柱氣なるも我子も金錢にまれ

国立国会図書館　タイトル『孝義録』　請求記号 136-197
ガラス使用

まとあふ人おとかうけりさてあ国乃按ゑ所ゑ
いま須村おさの云柴りをむうす貢物とハ人小先
立て此さ先又親族をよしめ村人まも睦しかりけ
るを支配勘定の格にて此地を如里におさ先ける
吉川栄左衛門を發和田命公に此ゑあけ重ゑ
寛政六年九月清水命には很そこをくと給ひ毎にハ
老を書ふ技物菓をかし給ふといふ

孝行者まつ

まつは館林の城下縦治町にて先る町人茂三郎の妻
なりけし先ハ古志此高ひといふ事をして如里両く

貧くもあらさりしか九年以里所紀史小後ゑて老たる
舅姑に初さ娘二人まてをけまゑまつ一人の手にて
そ此貴ひ兄弟なりしとて親族をたしめ五人の組乃
ものもいふかくして幸により紀人何ゑハ後の史をむ人よ
かしとすゑ先ハ新にそれは世渡る便とハなりぬへけまと
心を志らぬ人をむ人なは舅姑の心を思ひあらんもさかり
うこうしとくうけりを須加重ゑ舅孤仁左衛門ハ四年以り
ちさ小痢病を屋ゑ給ふ何くれと看病よ心を言
してをらぬるもなかりしかとこ甲斐なくこ事ゑ小
齢七十四にてこうせぬ姑を今ハ七十に四ちかりまつれ事

老乃身なるより史のうせにしたるより中風の屋り
にはやまひにさはれて苦しかる孫と腰うちうしけあゆを
さへまえてかなはず次まして大けなくしあ女れ手にも
起臥も助なるゝ紀をまけハ一人して念ひに奴抱し
二便に汚れまるものなとハ人目を思ひて洗ひそこさ
ぬさしに同し城に北青町に寸先るまけり親里なる
兄乃庄左衛門に許に姑をくしあ身をよせなは其嵩
の助けにもなりなんとて親族組合のもれまてにて
発けるに兄のかゝにもいまて母乃おもし孫人は姑の
心をひもなり忠厚し孫に知れたひ世家に嫁し

来りて今にいたるに立さらん事我本意にあらず次をとひ
家賊をうりはけくしとも此家なりて姑をうしろや
きてく嵩もんと世頼のしけれとてくうあいまに次娘乃
かめとの人数は二十ばかりになりぬれん今ハ親族の許
に行て雇まれとなり次の十二歳になるみけと
いへなとくもに綿を篠巻といふものに作るをりく
手業とせしかあけくれ姑の奴抱にのみなるあ
多くの業もなりかゝく直夜にくつつ七八十文なり
りの貸銭なれと姑の好めれ食をさらにもいまに次
あるりと字貫ひしもれをとしとみにをの烟草なとハ

火を稲してたきせけれと粉火発しとく子業も
やゝ[illegible]居るを菱の日ハ人目を忍ひてうしく乃新
のかとに食しあゆ何こせさ[illegible]冬は火燵を設け
[illegible]りたきしきしハ子足ハ我服に清衣
なのとは[illegible]をかゝあつる合せて[illegible]とせさ常り
組合乃ことにいひ[illegible]りし何うに火を何らん
と[illegible]我子[illegible]ゆくハ姑をいたき道[illegible]事兄
[illegible]とくいてく心きひしハ[illegible]ハかゝる折を
何事を打捨てを少しに助あ[illegible]せんなといふ人
きれとまゝ[illegible]ハさらに安からぬさ[illegible]

日ゝに篠巻作る服あれハ足袋をぬひ或ハ貸仕事
ゐといふ事をいとなしを姑の見て我もとくて業を
助けけれと老乃身ゆゑ賃銭と[illegible]くさ[illegible]りも
何らさるをよくいふきけれとそ[illegible]脱ハをハきを
姑もまゝ[illegible]急頃なるをあふ人[illegible]に涙なりしを
語りしとそかく孝養れいとまるをれハ[illegible]る畑
をは同し所れ谷越町[illegible]る[illegible]弟乃九右馬と[illegible]
[illegible]ハ[illegible]けをさ男の死せし後[illegible]
[illegible]ゝ只姑のかゝさらにのこ何[illegible]れハ九[illegible]も[illegible]く
感しゝ[illegible]野菜をたしめ薪[illegible]あをくるを[illegible]の

こし浅野の山焼て秋掃りしまつたいとゝ此を津
きさんなりしをとゝ行川九右衛門より助けりさ
也は能主も褒美とて寛政元年の十二月まで川は
茶をあくん娘乃こつを稚さ身ゆゑ祖母と母とは
まゝやうなりとゝ云ふ云ふ事なりこと

孝行者平右衛

平太郎は鍛材の城下に並其町に十歳る平助子也
父は下し六十四歳なるゆつゝ此ゆへ畑をいふまゝり
とかちたれは常は奥代商ひ平右衛門は壁ぬるさを
業として世渡りもまひしかはしに父隷り酒代

好こゝ日くにのこけりまゝめ此れとは門つゝ也
掛りひしゝ次第に辭ぬ也は限りもなく此をすくし
てまくは人も子供に大勢立くよくなりしとゝ
置れを平右衛門はその扱ひをよくほなれ也く辭る
心におもさうまゝ父も平右衛門いひ法る事はよくり
けいまゝ又辭相のあまりに株つりんといへは平太郎
竹なと物く立合しを人くいはまりて笑ひけるを
いさゝか恥る色もみえ次夜も酒の心御をして御と夜
也こゝあも外に屋とらすその辭さる間も篤実なるも
此るれと志すしゝ程も酒なけ是は淋しきこゝ此あり

見ゆれどこくさらにとて免さりけれ父又は今に農事
勤るを好こそ事ゑ次耕しとともなりしを是はけり
手業に出るけれ農具なとは畑に持りて父乃
労を首れ父の畑より出へ里さく疲れしさ面にみゆ是は
とこ小酒肴なと求めこさ面をめをれ是ゆよりし
かくりしけれ父家にをらされハ又辞相へるまゝかや
あらんとうしろめたく近れあるり此酒うれ家を先里
先くまて最初出しさ面くよいひ宥めて住ひ帰り
ぬ父家業を励こせかくしこ面彼へを給し銭なのと此
父乃とりかく酒の料にあてぬ是とさけらぬさ面り

ゆゑなりしてはゆゑ言ふかゆゑ出さ次又妻をもいまこ
こしこされも父ゟ衣乃洗濯も賃制して人に至れ
我身ハ十月のころ至るまゝ面単物のミ面とひ合里
されは領主より称義して寛政元年十二月より
業ばあるへしと也

孝行者ちよ

ちよは邑楽郡高根村の百姓佐兵衛ゟ養女なり是
ありとは下野国梁田郡羽苅村にて先る荒助といへれ
ものゝ娘なりしを八歳乃ころよりむかへとりて居たし
十四歳にてなりける住人右馬ハ田地一段ゆゑ畝ハり

持ちれとこれ下田にてあなりとたひ何し全年たとれ
貢も納め給さりしにあの治は歟たけ身をとろへて
農事さへ仙に任を守禄にそれ兄なる清助ハさ程に
うせ事　其れハ妻今ハ屋り先とあつて此家にて
しかこれも又病かちにくなりに乃手業もならぬり
ひかをちよ仰さ身なら父と伯母とに急須に体へ
それ眼には足袋をぬふ業をとりて世渡りれ助をと
なしぬ志なるに父は寛政元年れ右の重程病に
ふしけれは貢衆看病に仙をとらし暁てに乃を
ひ其村なる法身乃社りし一七日間うてく立願せ

しかその志新しかや日にうれく怠りさあにみえれと
老乃身なれは全く念るさ間にもあらさりきかく
とあ重程ノ病になりぬれはちよいかもして父に
綿への夜させまかしく思ひつれと仙乃手たくもいら
ぬとくれとりしといふを伯母なて我病の快さ折に
かしつゝは機織んといふけれと起るゝ上乃病にて
それにさなる屋くもあらぬるに京さへいらハいりし
あもと強りけれしかは貢衆病ぬる程に京も
出来てきよし語りきれさらいとくかりしか果
して織ゆへしとはみえぬりされとちよ生れつゝ

ちとは結れそれ教へをうけ事をとりたくさて藍染
にしあるべきせ糸らせんといふを父は費おかからん空
思ひしまや黒染にせよかしとさへしかるにくさ
後のそれあしかりなんとてく我手業の料をもあ
藍染にそなしけるそれより後はまろかれいとあるりも
某綿を織一反もまあさ糸にそちきりて足袋に
ぬひ其價を得く麦を求めつ程を挽割とかく
又薪なのとに出るまて行くれと心代をうしあ我身乃
労をはさらにかへりしかりしか其年乃十月父の病
俄に重りて清井に空くなりきれハその悲めるさ後

大人にもおもひそうしき四十九日の一後伯母乃かゝる貧困
にまりにもちゐをとにそなふる事なりさ糸よとく
歎きしを俗指作りを組ぬまはしれを捧げ中
さんとて畔乃あたりを苅集めをちゐになりて菩提
寺に出しけり父のうちをにし後は伯母をいたりを
衣服のるにおるまくさ間くまんを清を又炮火
の価へとてもあらされもとく夕飯をとられへをめて
淋くまは如き次へけまと志ちし此内ありしあ
ゐ給へとく取れ何そうに親族乃もとにゆきとく
糸をとくり意ハ励とて足袋をぬひ申し朝ちと此

市立ノ後ニ於テ見れぬ事ハ曉ニ至ル焚火してぬひ
物あけを待ふ事指行ぬ或時伯母乃いふ事ハ今
まてかく深切なる仮抱ニ而ひぬる事悦ましくは
而ゆつまと年若紀男をりあかく而て労苦となる
さんとり親里に帰まりしとすく先々ものまとかくを
乃ちふそ此家にたんとあ来りたれハいつ帰る艱難
をなせしとてかんらんとありひもよろぬをせんなる紀
ふをひなし給ひうとせ慰めける事若きものあり
してかく而先やうなれ共をなくなり此里に見せなく
重めしあらしとくくに称をらせられハ屋ゝて
傾生にはなえ茶の褒美とらせしハ寛政二年二月の
支なりき

小野國

○孝行者　御代官支配所　芳賀郡西高橋村上組　百姓　利八　五十二歳　明和五年御褒賞

○孝行者　同支配所　那須郡東番掛村　百姓　利左衛門　四十歳　天明二年御褒賞

奇特者　同支配所　那賀郡板荷村　組民　伊左衛門　五十九歳　天明七年御褒賞

孝行者　同支配所　那須郡百村　百姓　林蔵　歳不知　天明八年御褒賞

○孝行者　同支配所　芳賀郡荒町　百姓　佐右衛門　二十歳　寛政六年御褒賞

孝行者　同支配所　芳賀郡志長町　荒地起返方信人無金伴次入百姓　徳右衛門　四十歳　寛政六年御褒賞

奇特者　同支配所　那須郡北泝六村　名主　八郎右衛門　五十七歳　寛政六年御褒賞

国立国会図書館　タイトル『孝義録』　請求記号 136-197
ガラス使用

奇特者	同支配所 同所		八年左馬悴	勘解田左馬 三十歳 同時 御褒美
孝行者	同支配所 那須郡須左木村	百姓源義娘		七川 五十八歳 寛政七年 御褒美
奇特者	日光目代支配所 都賀郡引田村	百姓		金左馬 二十三歳 天明六年 参
孝行者	同支配所 都賀郡石屋町	町人指物屋		若左馬 五十九歳 天明八年 参
孝行者	同支配所 都賀郡板挽町	町人飯沽		清玄清 四十二歳 寛政元年 参
孝行者	同支配所 都賀郡板挽町	町人指物屋		源六 四十三歳 寛政元年 参
孝行者	同支配所 河内郡芹沼村	百姓		平四郎 三十七歳 寛政元年 参
奇特者	同支配所 都賀郡大工町	町人米屋		長右馬 五十五歳 寛政元年 参

孝行者	松平肥後守御領所 塩谷郡横川村	百姓		義助 五十七歳 天明六年 褒美
農業出精	一橋殿領分 芳賀郡竹下村	百姓清八後家		九人 四十一歳 天明五年 褒美
奇特者	同領 塩谷郡上高根沢村	名主	河久津半之助	五十歳 天明六年 褒美
奇特者	同領 塩谷郡上高根沢村	名主	宇津橋右馬	三十二歳 天明六年 褒美
孝行者	戸田因幡守領分 河内郡築流村	百姓		林四郎 二十七歳 天明五年 褒美
農業出精	同領 河内郡築流村	百姓		与平次 四十二歳 安永五年 褒美
孝行者	同領 河内郡東刑部村	百姓長左馬悴		茂助 四十歳 天明元年 褒美
孝行者	同領 河内郡東刑部村	百姓		紋七 二十三歳 天明元年 褒美

国立国会図書館　タイトル『孝義録』　請求記号 136-197
ガラス使用

孝行者　同領　塩谷郡乙畑村　百姓　善右衛門　三十五歳　天明元年褒美

孝行者　同領　河内郡猿山村　百姓　長蔵　四十七歳　天明元年褒美

孝行者　同領　塩谷郡氏家村　百姓　茂左衛門　五十三歳　天明二年褒美

孝行者　同領　芳賀郡小里村　組頭傳左衛門孫娘　もん　二十歳　天明三年褒美

孝行者　同領　河内郡東汗村　左官　良右衛門　四十二歳　天明三年褒美

孝行者　同領　同所　良右衛門悴　仲吉　十五歳　同時褒美

孝行者　同領　同所　同　乙吉　十歳　同時褒美

孝行者　同領　宇津宮城下呉服町　町人借屋住　藤三郎　三十五歳　寛政元年褒美

孝行者　同領　同所　藤三郎悴　菊次郎　二十五歳　同時褒美

忠義者　同領　宇津宮城下材木町　町人新右衛門下男　友七　二十五歳　寛政元年褒美

孝行者　鳥居丹波守領分　都賀郡下稲葉村　百姓　藤右衛門　五十五歳　安永九年褒美

奇特者　同領　芳賀郡国谷村　名主　高山林蔵　四十五歳　天明七年褒美

奇特者　大久保山城守領分　那須郡三輪村　百姓　青柳源左衛門　五十二歳　天明四年褒美

奇特者　同領　那須郡大木須村　百姓根次郎後家　いち　三十歳　天明四年褒美

孝行者　同領　那須郡大木須村　百姓　林蔵　四十四歳　天明六年褒美

孝行者　同領　同所　林蔵妻　いよ　三十歳　同時褒美

奇特者　同領　那須那酒王村元町　百姓　孫平　六十九歳　寛政元年褒賞

○孝行者　同領　烏山城下今井町　百姓定左馬娘　二ノ孫　四十二歳　寛政元年褒賞

奇特者　同領　烏山城下中町　二ノ孫元主人町年寄括　板橋安左馬　四十三歳　同時褒賞

孝行者　大関伊豫守領分　那須那寺子組秋山沢村　百姓　源次郎　五十六歳　明和五年褒賞

孝行者　同領　同所　源次郎妻　さん　四十九歳　同時褒賞

孝行者　同領　那須那寺子組白井村　百姓　勘右馬　三十六歳　明和五年褒賞

忠義者　同領　那須那次賀川村　百姓孫八下男　長八　四十四歳　明和五年褒賞

孝行者　同領　那須那北上村　百姓　茄左馬　五十一歳　明和五年褒賞

孝行者　同領　那須那向町　年寄　阿久津茂右馬　五十八歳　明和五年褒賞

孝行者　同領　那須那久野宗村　百姓　半七　三十歳　明和五年褒賞

奇特者　同領　那須那次賀川村　百姓　若六　四十六歳　明和五年褒賞

忠義者　同領　那須那次賀川村　百姓久次郎下男　新助　四十八歳　明和五年褒賞

忠義者　同領　那須那次賀川村　百姓幸助下男　四郎兵湯　七十二歳　明和五年褒賞

孝行者　同領　那須那寺子組法師畑村　百姓　八之丞　六十四歳　明和五年褒賞

孝行者　同領　同所　八之丞弟　門兵湯　四十八歳　同時褒賞

孝行者　同領　同所　門兵湯妻　小ん　四十七歳　同時褒賞

国立国会図書館　タイトル『孝義録』　請求記号 136-197
ガラス使用

○風俗宜者　同領　那次那高久組弓落村　百姓
○風俗宜者　同領　同所　百姓
○風俗宜者　同領　同所　百姓
○風俗宜者　同領　同所　百姓
○風俗宜者　同領　同所　百姓
○風俗宜者　同領　同所　百姓
○風俗宜者　同領　同所　百姓
孝行者　同領　芳賀那生田目村　百姓

源七　五十一歳　明和五年　褒賞
八右衛門　四十六歳　同時　褒賞
甚之湧　五十八歳　同時　褒賞
種八　五十八歳　同時　褒賞
長次郎　二十七歳　同時　褒賞
勘右衛門　四十六歳　同時　褒賞
八三郎　四十四歳　同時　褒賞
茂蔵　四十七歳　明和五年　褒賞

忠孝者　同領　芳賀那生田目村　百姓
孝行者　同領　芳賀那粟生村　百姓
奇特者　同領　那次那寄居組二枚橋村　百姓
孝行者　同領　那次那岩崎村　百姓
孝行者　同領　那次那南金丸村　百姓
孝行者　同領　芳賀那七井村　百姓
孝行者　同領　同所　百姓
孝行者　同領　那次那板屋組弓落村　百姓

傳左衛門　四十六歳　明和五年　褒賞
兵蔵　四十二歳　明和五年　褒賞
市右衛門　四十七歳　明和五年　褒賞
孫之湧　二十四歳　明和五年　褒賞
太郎　十四歳　明和五年　褒賞
五之湧　六十歳　明和五年　褒賞
長八　四十七歳　同時　褒賞
仲右衛門　四十七歳　明和六年　褒賞

国立国会図書館　タイトル『孝義録』　請求記号 136-197
ガラス使用

孝行者　同領　那次那越怪訳　百姓　三右馬　四十四歳　明和六年褒賞

忠孝者　同領　那次那次左木村　百姓　勘六　五十五歳　明和六年褒賞

孝行者　同領　那次那寄居組砂子村　百姓　太左馬　六十歳　明和六年褒賞

孝行者　同領　那次那高瀬組入山村　百姓　仁右馬　四十七歳　明和六年褒賞

孝行者　同領　那次那田町　百姓与兎左馬妻　ま津　三十三歳　明和六年褒賞

孝行者　同領　那次那寄居組境明神村　百姓　偽右馬　四十二歳　明和六年褒賞

貞節者　同領　那次那河原村　百姓仲左馬妻　てう　五十七歳　明和六年褒賞

孝行者　同領　那次那河原村　百姓全三郎後家　せん　四十六歳　明和六年褒賞

孝行者　同領　那次那前田町　百姓　平助　二十八歳　明和六年褒賞

孝行者　同領　芳賀那大羽村　百姓　次玄瑞　三十八歳　明和六年褒賞

孝行者　同領　那次那楼田村　百姓檀四郎娘　ま津　三十四歳　明和七年褒賞

孝行者　同領　那次那植世原村　百姓全次郎妻　も川　三十六歳　明和七年褒賞

孝行者　同領　那次那南金丸村　百姓　源右馬　五十三歳　明和七年褒賞

孝行者　同領　同所　源左馬妻　志伐　三十七歳　日時褒賞

奇特者　同領　那次那寺子組金田村　百姓　定七　四十二歳　明和七年褒賞

貞節者　同領　那次那楼田村　百姓宗四郎後家　さん　四十二歳　明和七年褒賞

孝行者	同領	那次那川上組南方村	百姓	辰右馬 四十歳 明和八年 褒美
孝行者	同領	那次那大多羅村	百姓	三十八歳 明和八年 褒美
孝行者	同領	那次那寺宮村	百姓	十五歳 明和八年 褒美
孝行者	同領	那次那向町	年寄	五十一歳 明和八年 褒美
孝行者	同領	那次那向町	町人	三十八歳 明和八年 褒美
孝行者	同領	那次那羽田村	百姓	五十七歳 安永元年 褒美
孝行者	同領	芳賀那稲毛田村	百姓	六十一歳 安永元年 褒美
孝行者	同領	那次那湯殿村	百姓	三十歳 安永二年 褒美

貞節者	同領	那次那大久保村	百姓	三十四歳 安永二年 褒美
奇特者	同領	那次那塩畑村	百姓	二十歳 安永二年 褒美
孝行者	同領	那次那大塩村	百姓	二十三歳 安永二年 褒美
孝行者	同領	同所	源七妻	二十歳 同時 褒美
忠義者	同領	那次那次賀川村	百姓	五十一歳 安永三年 褒美
忠義者	同領	同所	武四郎妻	四十五歳 同時 褒美
奇特者	同領	那次那稲沢村	百姓	五十二歳 安永三年 褒美
孝行者	同領	那次那田町	町人	五十五歳 安永四年 褒美

国立国会図書館　タイトル『孝義録』　請求記号 136-197
ガラス使用

貞節者　同領　那次那川上村　百姓平右衛妻　ぎん　三十五歳　安永四年褒賞

貞節者　同領　那次那川上村　百姓彦之丞妻　そよ　二十一歳　安永四年褒賞

貞節者　同領　那次那次賀川村　百姓金吉湯妻　とよ　二十九歳　安永四年褒賞

孝行者　同領　芳賀那稲元田村　百姓　惣右衛　四十九歳　安永五年褒賞

孝行者　同領　同所　惣右衛妻　ち　四十八歳　同時褒賞

貞節者　同領　那次那落合村　百姓新蔵妻　かん　三十六歳　安永五年褒賞

兄弟睦者　同領　芳賀那大羽村　百姓　文次郎　五十歳　安永七年褒賞

奇特者　同領　芳賀那清水村　百姓　若蔵　四十二歳　安永七年褒賞

孝行者　同領　芳賀那生田目村　百姓　忠八　五十歳　安永八年褒賞

孝行者　同領　芳賀那下海沢村　百姓夜田郎妻　りん　二十八歳　安永八年褒賞

孝行者　同領　那次那稲沢村　百姓与惣右衛妻　せん　三十九歳　天明元年褒賞

忠義者　同領　那次那高久組中信村　百姓長之湯下男　長助　二十三歳　天明元年褒賞

貞節者　同領　那次那田町　百姓勝右衛妻　あん　五十四歳　天明元年褒賞

貞節者　同領　那次那出多賀村　百姓源右衛妻　さん　四十九歳　天明元年褒賞

孝行者　同領　那次那奥沢村　百姓　佐之湯　四十三歳　天明元年褒賞

孝行者　同領　同所　佐之湯妻　りへ　三十三歳　同時褒賞

国立国会図書館　タイトル『孝義録』　請求記号 136-197
ガラス使用

孝行者　同領　那須郡寄居組成沢村　百姓　文右馬　三十五歳　天明元年　褒美

忠義者　同領　那須郡須賀木村　百姓改須作男　勘六　五十五歳　天明三年　褒美

忠義者　同領　同所　勘六妻　之よ　四十六歳　同時　褒美

忠義者　同領　同所　同男　庄七　四十歳　同時　褒美

○奇特者　同領　那須郡高久組火徳村　百姓源太郎女　せん　六十七歳　天明四年　褒美

貞節者　同領　那須郡寺子村　百姓武右馬妻　ちよ　三十九歳　天明六年　褒美

奇特者　同領　那須郡寺子組法師畑村　組民　八之丞　四十九歳　天明六年　褒美

奇特者　同領　那須郡寺子組下川貳村　百姓　久左馬　七十五歳　天明六年　褒美

孝行者　同領　那須郡川田村　百姓　源蔵　四十八歳　天明六年　褒美

孝行者　同領　芳賀郡生田目村　百姓　弥助　四十七歳　天明六年　褒美

孝行者　同領　芳賀郡益子村　百姓　鬼八　三十四歳　天明六年　褒美

孝行者　同領　同所　鬼八妻　里よ　二十四歳　同時　褒美

孝行者　同領　那須郡越堀沢　百姓　留助　二十二歳　天明六年　褒美

孝行者　同領　家来　勘之方小田源左馬妻　忠川　二十九歳　天明七年　褒美

孝行者　同領　那須郡寄居組平田村　百姓　源右馬　三十八歳　天明七年　褒美

家内睦者　同領　那須郡寄居組山中村　百姓　太左馬　四十九歳　天明七年　褒美

国立国会図書館　タイトル『孝義録』　請求記号 136-197
ガラス使用

家内睦者　同領　同所

孝行者　同領　家来

孝行者　同領　家来

孝行者　同領　那次那白町

奇特者　同領　那次那肥上村

孝行者　同領　那次那浪肥井村

孝行者　同領　那次那田町

貞節者　同領　那次那岩崎村

太左馬妹

太七　三十七歳　同時　褒美

足軽室井平左馬妻

[illegible]　三十歳　天明七年　褒美

足軽荒牧森熱次妻

[illegible]　三十六歳　天明七年　褒美

町人橋本新主湯妻

[illegible]　五十歳　天明八年　褒美

百姓

市左馬　三十七歳　天明八年　褒美

百姓忠左馬妻

[illegible]　二十四歳　寛政元年　褒美

町人室左馬娘

[illegible]　二十三歳　寛政元年　褒美

百姓新蔵後家

[illegible]　四十五歳　寛政元年　褒美

孝行者　大田原那鉾守領分　大田原城下下町

○農業出精　同領　那次那鴻肥山村

奇特者　同領　塩谷那宇津肥村

奇特者　同領　同所

孝行者　同領　那次那中田原村

孝行者　同領　同所

孝行者　同領　塩谷那高阿津村

○孝行者　同領　芳賀那祖母井村

町人

[illegible]　四十六歳　安永八年　褒美

各主室[illegible]父

[illegible]　七十六歳　天明二年　褒美

百姓浮左馬妹

[illegible]　三十四歳　天明五年　褒美

同

[illegible]　二十七歳　同時　褒美

百姓

[illegible]　三十九歳　天明六年　褒美

[illegible]湯妻

[illegible]　三十一歳　同時　褒美

百姓

[illegible]　四十九歳　天明六年　褒美

百姓

[illegible]　三十歳　寛政元年　褒美

国立国会図書館　タイトル『孝義録』　請求記号 136-197

ガラス使用

農業出精　同領　芳賀郡祖母井村
貞節者　同領　那須郡上井口村
孝行者　同領　那須郡松原村
孝行者　同領　大田原城下寺町
孝行者　戸田大炊所領分　那賀郡栃木城内村
奇特者　同領　那賀郡新井村
奇特者　同領　同所
風俗宜者　同領　同所

百姓　平次郎　七十九歳　寛政二年褒賞
百姓熟八後家　[illegible]川　五十六歳　寛政二年褒賞
百姓　森熟次　四十七歳　寛政二年褒賞
町人茂右衛妻　里よ　三十歳　寛政二年褒賞
百姓　徳左衛　六十七歳　享保八年褒賞
名主　久右衛　四十三歳　天明七年褒賞
組所　忠平　六十六歳　同時褒賞
熟百姓　同時褒賞

孝行者　同領　那賀郡栃木上町
孝行者　同領　那賀郡栃木上町
孝行者　同領　同所
孝行者　同領　那賀郡栃木中町
奇特者　同領　那賀郡栃木中町
孝行者　同領　同所
○孝行者　同領　那賀郡栃木中町
貞節者　同領　那賀郡栃木下町

百姓次右衛悴　源蔵　三十六歳　寛政二年褒賞
安田百姓　斧八　四十三歳　寛政二年褒賞
斧八弟　浅七　三十三歳　同時褒賞
安田百姓　[illegible]　四十三歳　寛政二年褒賞
百姓　八左衛　七十九歳　寛政二年褒賞
八左衛悴　忠蔵　五十歳　同時褒賞
安田百姓　森平次　四十二歳　寛政二年褒賞
百姓利右衛後家　いよ　二十九歳　寛政二年褒賞

孝行者	同領	都賀郡栃木下町	百姓平左衛門	瀬之藤 三十七歳	寛政二年褒賞
○孝行者	同領	都賀郡栃木横町	醫者[illegible]宗孫伴	徳孫 十四歳	寛政二年褒賞
○孝行者	同領	都賀郡子波村	百姓会私妻	の よ 二十五歳	寛政二年褒賞
孝行者	同領	足利郡五箇新田下町	百姓	定七 三十七歳	寛政二年褒賞
孝行者	同領	足利郡五箇新田下町	百姓孫七伴	茂八 三十歳	寛政二年褒賞
孝行者	同領	足利郡五箇村井手	無田百姓	孫七 五十七歳	寛政二年褒賞
奇特者	同領	足利郡五箇新田下町	百姓	兵七 二十五歳	寛政二年褒賞
奇特者	同領	足利郡五箇新田下町	百姓	茂左衛 三十八歳	寛政二年褒賞

奇特者	同領	足利郡五箇新田下町	百姓	久左衛 五十一歳	寛政二年褒賞
奇特者	同領	足利郡五箇新田下町	百姓久左衛門	傳内 二十七歳	寛政二年褒賞
奇特者	同領	足利郡五箇新田下町	百姓茂左衛門	助右衛 二十二歳	寛政二年褒賞
奇特者	同領	都賀郡白桑田村	名主	伊之藤 六十七歳	寛政二年褒賞
奇特者	同領	都賀郡栃木上町	無田百姓	庄助 四十二歳	寛政二年褒賞
奇特者	同領	都賀郡栃木下町	年寄	市兵藤 四十歳	寛政二年褒賞
奇特者	同領	都賀郡栃木下町	年寄	孫次郎 三十八歳	寛政二年褒賞
奇特者	同領	都賀郡栃木下町	年寄	卯右衛 四十一歳	寛政二年褒賞

国立国会図書館　タイトル『孝義録』　請求記号 136-197
ガラス使用

奇特者　水戸敷領分　那次那武那村
奇特者　同領　同所
風俗宜者　同領　同所太郎坪
奇特者　同領　那次那馬路村
風俗宜者　同領　同所
奇特者　同領　那次那馬路村
奇特者　同領　那次那和見村
奇特者　同領　那次那馬路村

庄屋　傳右馬　四十六歳　寶暦元年　癸亥
組頭共　同時　癸亥
先ヶ庄屋　百姓　五十三人　同時　褒賞
儀重　七十三歳　寶暦元年　癸亥
越百姓　同時　褒賞
百姓　与一右馬　七十歳　寶暦元年　褒賞
庄屋　作之傳　七十一歳　寶暦十一年　褒賞
百姓　若右馬　六十二歳　寶暦十一年　褒賞

奇特者　同領　那次那馬路村
奇特者　同領　那次那馬路村
奇特者　同領　那次那久那瀬村
奇特者　同領　那次那太内村
農業出精　同領　那次那太内村
農業出精　同領　那次那右正田上々
孝行者　同領　那次那小砂村
孝行者　同領　那次那小砂村

百姓　与一右馬　二十三歳　寶暦十一年　癸亥
百姓　市右馬　二十八歳　寶暦十一年　癸亥
庄屋　源越右馬　六十一歳　明和四年　褒賞
庄屋　平六　五十五歳　安永五年　褒賞
稈蔵番　平五郎　四十歳　安永五年　褒賞
百姓　平七　六十歳　安永五年　褒賞
百姓　左重　三十三歳　安永五年　褒賞
百姓　若蔵　四十歳　安永五年　褒賞

国立国会図書館　タイトル『孝義録』　請求記号 136-197
ガラス使用

貞節者　同領　那次那和見村　百姓庄七後家　きよ　四十一歳　安永五年　褒賞

奇特者　同領　那次那武部村　年寄　傳左衛　六十一歳　天明元年　褒賞

孝行者　同領　那次那三河又新田　百姓　金兵衛　四十一歳　天明元年　褒賞

風俗宜者　同領　那次那久那瀬村川崎坪　百姓　九百姓人　天明元年　褒賞

農業出精　同領　那次那久那瀬村　百姓　又右衛　四十一歳　天明元年　褒賞

農業出精　同領　那次那富山村　百姓　元右衛　五十七歳　天明元年　褒賞

農業出精　同領　那次那富山村　百姓　甚右衛　五十六歳　天明元年　褒賞

○孝行者　同領　那次那馬路村　百姓　清六　三十七歳　天明二年　褒賞

農業出精　同領　那次那太内村　百姓　五右衛　八十九歳　天明二年　褒賞

忠義者　井伊掃部頭領分　安蘇那大阪町　百姓庄右衛後家下女　さ津　六十歳　享保十二年　褒賞

孝行者　同領　安蘇那小屋町　元田百姓半左衛悴　勝右衛　三十一歳　寶暦四年　褒賞

孝行者　同領　安蘇那大阪町　百姓　和右衛　六十八歳　明和八年　褒賞

孝行者　同領　同所　和右衛妻　さ川　五十五歳　同時　褒賞

孝行者　同領　安蘇那小屋町　百姓新七妻　いく　六十歳　安永三年　褒賞

孝行者　同領　安蘇那天明町　元田百姓　宇右衛　五十七歳　天明八年　褒賞

孝行者　同領　同所　宇右衛妻　ちよ　四十四歳　同時　褒賞

国立国会図書館　タイトル『孝義録』　請求記号 136-197
ガラス使用

孝行者　同領　安蘇郡天明町
孝行者　同領　同所
孝行者　松平大和守領分　都賀郡都原村
孝行者　大井大炊頭領分　寒川郡寒川村
孝行者　同領　都賀郡上高鴻村
孝行者　同領　同所
孝行者　同領　都賀郡友沼村
孝行者　同領　都賀郡下忌村

三十

三田百姓小平次悴　忠七　三十八歳　寛政三年　褒賞
同　与七　二十一歳　同時　褒賞
百姓佐左馬身　伊助　歳不知　明和七年　褒賞
百姓　善左馬　二十六歳　明和四年　褒賞
百姓　淺右馬　四十七歳　天明八年　褒賞
淺右馬娘　こら　二十歳　同時　褒賞
百姓　室之嬬　三十一歳　寛政元年　褒賞
百姓　与吉　五十七歳　寛政元年　褒賞

孝行者　松平久五郎領分　都賀郡葛生町
○孝行者　同領　同所
孝行者　同領　同所
孝行者　同領　同所
忠孝者　同領　都賀郡富田村
孝行者　同領　安蘇郡並木村
孝行者　同領　同所
孝行者　同領　同所

百姓　新之丞　三十七歳　寛延二年　褒賞
新之丞妻　よ弥　三十二歳　同時　褒賞
同身　八弥　三十二歳　同時　褒賞
同　友八　二十四歳　同時　褒賞
百姓於左馬悴　鉄次郎　三十九歳　明和八年　褒賞
百姓　徳左馬　四十六歳　天明六年　褒賞
徳左馬妻　乃　三十六歳　同時　褒賞
同妹　[illegible]く　三十九歳　同時　褒賞

国立国会図書館　タイトル『孝義録』　請求記号 136-197
ガラス使用

農業出精　久世隠岐守領分　郡賀郡北武井村　百姓　元右衛　六十四歳　寶暦七年褒賞

農業出精　同領　河内郡西蓼沼村　百姓　平蔵　三十四歳　寶暦八年褒賞

孝行者　同領　郡賀郡郡屋村　百姓　幸吉　三十七歳　寛政元年褒賞

孝行者　同領　郡賀郡高弓村　百姓　武右衛　五十七歳　寛政二年褒賞

○

奇特者　水戸日向守領分　芳賀郡東水沼村　名主　長田八兵衛　四十一歳　天明四年褒賞

奇特者　細川長門守領分　芳賀郡小源村　名主　新右衛　四十四歳　明和五年褒賞

奇特者　同領　芳賀郡三坂村　名主　徳右衛　三十八歳　明和五年褒賞

孝行者　同領　芳賀郡茂縄村　百姓　弥右衛　死後　明和八年褒賞

奇特者　同領　芳賀郡塙井村　百姓　利助　五十一歳　安永三年褒賞

孝行者　同領　芳賀郡高岡村　百姓　熊次郎　十一歳　安永九年褒賞

孝行者　同領　同所　同娘　くら　十四歳　同時褒賞

農業出精　同領　芳賀郡川又村　百姓　次郎兵衛　三十五歳　寛政二年褒賞

兄弟睦者　米倉長門守領分　安蘇郡上永野村　百姓　金兵衛　五十一歳　寛政二年褒賞

貞節者　森連門左衛督領分　塩谷郡森連門河原町　百姓次兵衛妻　か免　三十四歳　寛保三年褒賞

孝行者　同領　塩谷郡森連門東町　町人茂平悴　助助　五十六歳　明和七年褒賞

孝行者　同領　塩谷郡森連門上町　町人　次右衛　四十二歳　寛政四年褒賞

国立国会図書館　タイトル『孝義録』　請求記号 136-197
ガラス使用

孝行者　同領　同所

貞節者　板倉主税助知行所　河内郡上三川村

孝行者　畠山二郎四郎知行所　都賀郡下南广村

孝行者　大井左門知行所　足利郡桃侍村

孝行者　横山織之助知行所　都賀郡新宿村

農業出精　同知行所　都賀郡金井村

孝行者　同知行所　都賀郡新宿村

孝行者　同知行所　都賀郡冨張村

次太郎妻　志岡　三十七歳　同時褒賞

百姓兄太郎妻　[illegible]　三十三歳　天明七年褒賞

百姓万次郎母　与祢　五十四歳　天明八年褒賞

百姓　清助　四十九歳　天明七年褒賞

百姓　佐次兵衛　歳不知　年不知褒賞

百姓　次郎兵衛　歳不知　寛保三年褒賞

百姓　次兵衛　五十一歳　寛政元年褒賞

百姓　佐七　三十五歳　寛政二年褒賞

孝行者　出来常力知行所　都賀郡大樹村

奇特者　福原内匠知行所　那須郡沢村

奇特者　同知行所　那須郡沢村

奇特者　同知行所　那須郡沢村

農業出精　同知行所　那須郡海沢村

奇特者　同知行所　那須郡稈田村

奇特者　同知行所　那須郡佐久山宿

孝行者　同知行所　那須郡佐久山宿

年寄　要次　三十九歳　寛政二年褒賞

百姓　[illegible]右衛　四十二歳　天明三年褒賞

百姓　由右衛　六十四歳　天明三年褒賞

百姓　万右衛　四十歳　天明三年褒賞

百姓　七郎右衛　五十三歳　天明五年褒賞

名主　利兵衛　四十一歳　天明七年褒賞

年寄　孫太右衛　三十歳　天明八年褒賞

町人那須屋　若吉　四十八歳　天明八年褒賞

国立国会図書館　タイトル『孝義録』　請求記号 136-197
ガラス使用

奇特者　大波伝法守知行所　都賀郡中居村

孝行者　同知行所　都賀郡茂呂宿

貞節者　同知行所　都賀郡茂呂宿

孝行者　大田原頼母知行所　那須郡森田町

孝行者　同知行所　那須郡森田町

奇特者　那須立一知行所　那須郡福原村

奇特者　同知行所　那須郡福原村

孝行者　横瀬後河守知行所　足利郡下菱村

大庄屋　飯塚太右衛門　四十八歳　天明三年　蓋

百姓政七妻　津屋　二十六歳　天明七年　褒美

百姓作平後家　よ　九十二歳　天明七年　褒美

百姓傳四郎悴　伊助　二十七歳　明和五年　褒美

百姓源次郎娘　[illegible]　六十一歳　天明四年　褒美

百姓　文平　三十九歳　明和七年　褒美

百姓　伊右衛門　四十二歳　天明四年　褒美

百姓平右娘　[illegible]　四十二歳　天明二年　褒美

孝行者　遠山宗右衛門知行所　都賀郡稲葉郷

孝行者　同知行所　同所

組改　庄右衛門　四十五歳　天明三年　褒美

庄右衛門分組改見者　庄三郎　四十八歳　寛政五年　褒美

国立国会図書館　タイトル『孝義録』　請求記号 136-197
ガラス使用

孝行者利八

利八ハ芳賀郡西高橋村上組の百姓なりとし四十余りなり
されハ父か今存生の高四十石はかりもちてありしか
其後父母とも長わつらひに病して田をも畑をも質に
とりまもなく田ハ先売地まてもかつきて人の地をかりて
それをもつくされてハ利八もせんかたなく年久にいたり
主乃用をつくしぬれとも小農して父母をやしなひかく
まて又ありかひありとくして看病をいたくせしかと
寛延二年の冬に父もついうせぬ夫より年に母は老乃
うせしを深く歎きて狂も病かちになり又されハ

此村の内なる甚三郎といへるものに利八ヶ妹を嫁せらせし、
うこれをまゝこ夫にをくゆゑのこなりすなはひ父乃金
右衛門にもをくれて家とかゝるならぬ歎きのうへにもと
よりも多病にさへあまたに打つく狂氣乃やうになりける
を母婦にあくれかりあ我家にむかへとりしに二人
ともに病人にして外に女抱きへ他ものなけれハ利八
かゝ二人ハ奉ひをせんなしとて家にかへり其小作とく人の
田地を作り又日々にかゝりに雇ひれその家にてをかゝ
食ひける一飯のうちをもわらとなして二人にをそれ
身に寒暑のいとひなく家業を励ミ身にはつれを

内とへとも二人には時々に衣服をさせ冬ともあ
夜乃ねにまの後へあらねに朝なり夕なり落葉にて
かきさく焚火をまうけ夜の夜に蚊帳をかゝりたれ
大書家をかゝりて蚊やりをかしよりも眠らく女抱し
いり婦に母はおとし七十の老をかゝ得て二人にさへ
きやきからねと神佛にまうて両親しなといひたれ
八幸道の屋にてなく脊おひ中にくその心にたふ
事なし村乃内の人にも其孝行を感じてもれ
なとにかゝへまゝ妻乃媒をもなしけれとかくこひ
しさうへに妻にむかへ家をとりもなりまゝ世渡り

国立国会図書館　タイトル『孝義録』　請求記号 136-197
ガラス使用

にくれしことをのけらる母乃嘗ひもをろそうにならん
ゆとゆうけいまゝ須かゝる行ひ近村よかくれなりまは
人くれるゝ人を戒むるまゝもこれ利八を学ぬへしと
て称しまゝる又ゆるし村乃組頭なる利左馬ハ利八ゝ
兄にて稚さ時よ此村の万右馬ゝ弁に嘗ひまゝなしゝ
身れ艱難をまへくつゝれ合力をもなさんといふ我
母も利八もかまゝ人の家をはさ時小営にも貧く
さんあれハその助けをうまん事にまゝらな意り
ゆら須とゆいるゝけまといふまゝたくゝみくし
時ハさ間くよいさめけとしてくつゝはゝもあるへし

とう誠に二人のやめ給りれをゆらぬとなく反抱
し人れ変里とくもあつりけまゝ明和五年十一月
此地乃清代官将飼左十郎かくと生えゝゆきく後に
銀給そりて甚褒貧しかふ

孝行者利左馬

利左馬ハ船須那東沓想村の百姓なりつゝ農業に
怠らず控をなり公をくりし村ゆさをうやまひ営
もこさん先くゝ貧しけまと貢物なと人よりさ紀りお
さ先て法井に怠る事なりきまくめ十一家の時父の
十左馬病にかりしゝいとゝ間つしそのあまりに遺居を

無下にもとゝひて、いつもきれハ、おなし里にもとめる親族乃
名左馬といへるかもとに父をうつるを日夜枕をとなるます
看病しけれと甲斐なく、毎法由りうせにしかを
言願さいはんかたなくそみえしかなて十六年よりし
し時祖母の病ハ病しぬるを父乃屋めれ附りを
なら須ふを言し時ハ言紀法なれは老の身れそく
かたからんなを思ひやりく手足をも我肌をもて
何をも先その灰抱ゆるかたなりけるとおもしさ
手出れもむなしくなりぬ言ハ一人の母ハ孝行
せしに常ハ病なりなく月毎ハ一二度なりハ咽れ

れぬるゆかやうのくふ事さへ自由なりさけし
を利左馬おさなんかり添く歎きて毎へ言ひらり
志らせ給ふ里れちまこにるなる石の地蔵へ一七日の
うちよかく向うてまうへをれかぬるぬる烟草ハ
そふたちを一ことにいのりけるしまやいく程
もなく怠りて言後ハそこ毎なやまさるもきり
かく毎ほとしまや七十二乃齢をかさ年
なりさ紀より身を自出なら須ふしくれをあり
それを利左馬日夜かくいふにかなて毎の我名を呼ハ
さるやうにかを用ゐ起所のそひてまとゝ気ハ灰抱く

幸吉うまくこいとけるを見ていとも
業成りと見しは所田舎の事なれは醫者とても
なく家貧くゝゐんのまゝ此療治をなし所にそれは
一日もたやく病のいえんをすを行ひてなり住所より
八町あまりを隔てたる氏神大前種現と同じ町の
うちにあるむる笠森稲荷は百日乃ゆる病者の願いり
しかまゝ此時とし昼夜となく隔うてなりされとも
その験なら次起居もなり所にけれは二便ともなり抱
ことくへて枝しきす八度たりなきこと思ふ事は父佐
右馬もまた麻病をうれへて二親ともに病甚し

けれは農事もなり所にて日傭をもとれは此
く夜食に苦ゝ其ハ看病のいとゝ雨は菜履馬乃番なと
津くりゐそれ日をいとなゝ宣教ともに安から次父乃
病ハ妙糖水飴の類よしときゝゐ父母はかくして
也ゝ夜をうりて思ふ先し是を求めてくすめけり父の
氣のむすかゝまくなやめは家のうしろ此口は脊却ひい
て夜はなれは母をおひ堂成とせたるとして心を慰
先なり父此病重りゆけは金毘羅の神は行ひたれと
それ甲斐なくゝゐ父をうをぬかゝ海をひしきゆ事
を送葬の設もなら次せんかくなくて組合なる事

久次とうゑるものより金かりてんまりにいとなる
あり母の病を大かたにいえしかとこの由む事かなれ
已一人乃かせ給ふ事甚ねこゝ人とも備ふる金かへを
為さよすかなけれハさ家よやとハ是ゆ紀氏写れと
てかりそそめかりつゝ已か田と畑を二段つて法くりしに
久次もそすをしかハなりたるよろしくそれをなつも
のをもくさ給ふりたるおひめをも備ひ入せし
となん寛政六年五月内代官竹垣三右衛門さこえあけ
て御褒美乃銀を下し賜里なり

孝行者かほ

かれ稼て烏山乃城下金井町にすめ新宮右衛門か娘なり
兄二人ありしか長ハ与三郎とて若紀ノ給ふりに戸に
行て奉公しつゝさの弥助といへるハ男れ行ひあしく
父か家を立さりて家にもとゝかれ稼ハ又近き村に娘里
せしにいつなる者にや安永三年れ下の娘とりて
出されけれハせんかたもなくその年隣町なる安左衛門
かれとに乳母なりてせしか常にもろかれものをも貯へとれ
て父母をとりぬ父も綿打事を世渡里としてあり
きれかいまは老かまくら給ふ乃業もなりかたけ
まれ三年ものを経て眼をさひ家に帰りて父母を

農桑さまたに耕作より薪なりと其事にあるまゝ事
が稼ぎとしてハ心ぞ居しこそいと尚あれは質也
ゆゑ人の衣を洗濯し世渡りの助きとなしぬ
又りとより酒ぞ好きを積れ十四年ばかりかゝと日ゝに
怠らぬをめけるに天明四年の春乃ハ父ゝあすの酒
乃料なしとて深く歎きこそ夜ハさらにねもやらを
ありきまとこそ如んかゝてもいらされハせんかゝたく東
いけを得く落葉氣とて正に刈熊手をもあつ紀
集めしにまかすもその中に銭百文ありしを見れ
料のみに脱くたゝちに酒屋に料行てをよく語り

酒を求めるをめしを人しも見ぬ故に孝感乃
いこそ取ならんと称しあへり如きこ母同紀七年の
ろより父湿瘡をなやゝ好先る酒を減くぬまは
きすくよりにくおもせし時に貧くしこ母ゆゑに
をる事も叶ハ今ハもやよくもなきぬとて
歎きを見母は七年ばかりさ紀より中痴乃病なり
婦して起居さ人自在なら稼とある秋のころ稼ゝ
作りたる畑ゑまほしといひ是を農事ハいと母
あらさるにとみに脊負ゆ紀く先をゑんを又ゑ紀
時を煩乃あらりにをらしめんもんりとなく何をく

かゝる所日ハ蒲團ものをとゝめ日ハ行ひに伴ひ行ぬ
父母とも小老たる上乃病るを見て夜たのと見若しから
ぬ屋うにて手ゑとりして扱ひ給ふをもとれ主人安
左馬も源く感じ高十二年ハ貢の金を
畠乃比なるとかし 今年ハ御礼ハとて常にかゝ
家ハ風事をハけ人屋りしとてされまや兄の与三郎
より折に掛まてハ金なとも贈りしか天明八年
の冬ハ子ハ家に如人里て貢乃金を納め又安左馬
と字借ゆるをもまつ川かつて借ひけり次の兄もとハ
男ハ行ひをあらためく物多り姓来して妹と共に

衣抱せしを見るかゝつ孫か孝心なる所ものからかなるあり
しとて何をもの所より領主に伴へ出ゆるハ寛
政元年ハ正月ハ孫に米の褒美をかゝ人安左馬も
ゝ志奇物なれはとゝ高金伐とらせて賞をしとて

風俗宜者源七
風俗宜者八右馬
風俗宜者基之馬
風俗宜者檜八
風俗宜者長次郎
風俗宜者勘右馬

風俗宜者八三郎

如須那高久組弓落村ハ九ツより五つなる村なり
しゐたく百姓七人のミ住居を字名をハ源七八右衛門
甚兵衛橦八長次郎勘右衛門八三郎ニて一村乃うち一
家の屋うにおやまとゝ組てとも小農事を励ミ年
ことに貢をとも同くおさ免ことまとらハぬ家へハ餘れる
人より助けやりてたらされるを外に志らさ其
又作り給ふる物を市に行くうるなとするにも
ともくにいひかたしてそれ價の多きかれともいへ
須知としく分ち又金銭或ハ米穀の足さるものへ其
米に助き合をけるさまとは久く年論なとする
人なくたく家くてとに睦ひあれく耕作業乃ミ
励ミきれハまいとなミ汚れより貧くもあらさるまとき
御見風俗乃ミ給しきよく村おさ乃もれより給主
より誤へおかれハ明和四年十一月七人のものへ褒詞
をそれしきなる

音特者せん

如須那高久組なる大徳村にまとめ百姓源四郎
といへるものく母せんを常にあらりを組村く乃
貧組人より金銭をうし又ハ何ゝへて助けし事

あまたこたひたこうおかく此手を種ゆる程より
次第に其数も積り四度と小凶年打續きて
かなきを此重代人さるかも此多かりしを此くては
それくの子孫に至り　高五り不和乃基に
なる雁しとてうしまる金此数を此紀つけ金
しかく此といふをとく焼あり又五明
三年ハとし此実のり妹乃和にあしかりしかを
利足をとふき金代りしてうは艱難を救ひ又自
ちろ貧きものく娘を我家に養ひたる成長代
まらく人に嫁せしめあるは馬をうしをとれくりて

さ此人につかせ此事多かりきは此種ハ頃年も
其志乃まゝ免やうなる我称美しあ同紀四年
の十二月に金を出らせられるに老を養ふた
めにとく縮乃衣若る事をもゆるせしとなん

農業出精与熱左馬

与熱左馬ハ此須郡鴻巣山村の名主室右衛門文也
年ノ後農事を励まて曉ハ雇のうちより
股引をたゝあく此をしと田面にゆく事数
十度に及ひぬ是とさらに一日をかくさりこと今は
もや家を譲りて隠居し妹に営ても豊りに

屋うに助ゆ者を積ハ天明二年の八月に領主より
金銭あたへ事称美せり

孝行者要助

芳賀郡祖母井村乃要助ハ高二石一斗何まり
りゆゑ百姓なり生れつき篤実にして農業に
怠ら須常に我身ハ事に依一銭をとゝに費さ
須して父母ハ好美る酒肴ハとゝに求めてとゝ
なり志ゆ者に六七度もなりされとも母の頸にいて
ゝ何事なく既をさへ動かしく須さ者に五明七度ハ
頃より中風の屋りにとらるゆゑ何ゆゑもさらに

自在なら須父を又おなしき八年ハ古ろもや光ゆれて
目をうとく枕につきゆゑ者ありけるを朝夕の食物
よりとろ清乃事に至るまゆゑ念ゆゑに介抱し又
村乃課役まゝに相ゆゑとりして勤めを積ハ耕作業
をなり如ゆく其人の組乃ものよりを助けしかと画
うらはゝきゝく孫増に貧くなり今日何をハ食物
事に乏く只日く馬に物質せ事僕とりゆゑ世代営
ゆゑ者りされ朝々七清乃ゆゑ後よりおれて食物調
して父母にをめ量の食まゝく備へをさ風雨をいと
ませるゆゑひありをて日くれに備ませまゝ父母乃

周事をとくそれより食物を調しさて馬かひ料の
事におるまて何くれとんとつを夜に入る夜なる
とくも父母の厠に行ことは必おさくまことり腰
をかゝへたる人なるひてりしあやまちて夜な
と汚しぬれはとみにいらひそこそれをぬ冬は
只破れ古き綿れ衣のこなれは父母とは燈乃かく
ならにふさしめて夜あけまく焚火を消りけ金
をもるまも多かりこと又馬乱れて薪とるに出るを
父乃我髪をけつりくよとひ給ハ立くりるとつ
なさくこと言葉乃とくなりしそれかうへに葉をとも

何くくめる出ハ給を母又よひて為を汲ようしといひを
れはいさゝかいるひ氣色なく立かくりてそれ四乃まく
に楚扱ひける又農業或ハ秋賃稼ハおそる給ふて
とれり豆飯にたくまへをける食物まくを父母二人
しるしひ居し要助ゆりて夕飯乃とろまく食
事せされるも多ハ稽といさゝ云紫にもかをけりれ
されは隣にたり此人しも何れに思ひ居る病の
夏なれハ一人乃良にてハ生死絶も清く多聞しとく
妻を逆人よとこゝ事すら先をれとかく貧れ上にやめる
人をありそれハ何をよりてかよとれ人の来る屋を

かくいつしき人れをたりかたりて父母の介抱
をろそかにならん事をかなしとあらけい
是須久村乃内ハさらにもいとにをさいかなり乃
里人へもうらやいらせく定里それを能生より寛政
元年三月に茶牧をとくれ褒美をかくへしとう

孝行者長平治

都賀郡栃木中町にて発る孫太郎ハ男女三人の子を
もちしか其長女に聟養子しあり名代長平治とて
よひけるそれ一緒に家乃うちすへて七人なりしか
一二年ならの種なり嵩父母に実乃子此市郎次と

いへ新に志の家絶せまゐくれんありきるにや嵩なり
長平治か夫婦に向ひてもちなれ事をといひて家乃
うちさらに睦しからしかは親族おもかりて長平治
夫婦をは前屋にをくしむ屋きに事定里ぬされ
己世渡るよすかなきれハまつかれ金代も二人にかな
へ給へかしと嵩父母に勧めしかと更にうけかふるも
見えされハさよく長平治にかゝりけるにかなら次
嵩父母の心に意せぬ事なれはもうれひうとあみ
つらいふされ家をかり別めれ烟草なと代高ひて
世渡ましも残りしてうなりきなかりて後一人乃

子伐さへまうけく間つしさも孫増りは新に養
母は末の子乃冨三郎といへるを具して花平治り許に
養はれまゐりこさ心あるよし伐当は是も艱難の中
なからとみに二人をむかへとりさはれ家をわからし折
の事なといさゝかんにさしはさまをしてよろ川
念ゆにあはりひまて身は冨三郎をも源く憐ゑ
きまは養母も今ハそれ志乃奇特なる事と悦
ひしとそかれよし領主に当えて寛政二年乃
四月殘そこまくとゝしをも褒美しき

孝行者徳孫

徳孫は新賀郡栃木横町乃延打家孫といへるものなり
子なりは先祖ハ源立湯とて自醫者なりはれは世に
其業をつさく祖父の価値まくハ如ちり寛くも
何らさりしを此十五年ありさ此日うをも後父
乃家孫又その業伐つき田地の高も八斗あまり
をけまと病ゆりかくんはまくにもなし如ゆくを此
出行はまをく艱難に及ぶ所を徳孫十二歳のこ
ろより源く歎き寒暑風雨乃厭ひなく間ゝ力
を弱きまハ身に叶へる農をとりて耕し母
もろともに田植或は糞たるとあひゆき秋に至れハ

刈まとひたりとする事も已一人しかれ励みける
父を折れ母をしては其業を助けぬ是と人並にハ
なれ世にきれは母はせんかたなく人の家に雇ひ是
とたりて世を渡る助けとたりしぬ又されくなり
此町乃市立とに見世棚を取られ目の葉なとうり
はなかり祖父の死せしよりは行の事自由なる事
も者ありしを雇ひて行きるひは是と此ところハ人
とさへ雇ひたく父を又病の身にくらつから見世棚
乃具なとを荷ひゆかんすあらはしたくさ無くに
歎きけれハ徳孫初さ身なりて見世棚の金なるは
業成いなく箱まくを荷ひゆきこのころハ食物を
運ひ夕なるとなくしかるに父をも伴ひ帰りなりかく
其事市此日とに怠らはせ世も常に法くけぬ
なかよし領主に関えあれは褒美として業をあらふ
其後は寛政二年の四月にあらはしかつ小十四年
とりけるし

孝行者のよ

のよハ都賀郡子渡村乃百姓倉松か妻なりけり
此家は来りしころハ十年もひかく両家もあらす
さりしか今は村乃外に貧くなりてまして当る

姑の年久く病ハ婦ニ二ヶ歩ハりさ給ふりハ歩
ふ也付ハ事有けるを我母よりも病先やうにいと
ハ夏夜扱ひよのこゝかりあけ是ハ世渡るをつき
もたゝくにハ夏住なまし郡をもらりて薪い
ゑく其小屋こゝふ所ハ住居なり夫は病多くして
農事も更にハ夏かゝくのよ一人ゝ力にて日く成
送りなるに姑のさまくなる食物をゆゑ事ハ
我家と賣志つなりこゝ事も坐みハ調しくをむ
それゝ中に雷の時ハ婦ゝ見しに後儀ハ餅菓子
をゆゑしりとうて田金のるなれ給ふりにある

屋くもあらぬまして一鍬の袴たまなりけれハとり
ゑしこゝ古紀四七河ハりしを乳出しつもまれ
雷成も厭ひなく婦ゝ口あく居乃ほと二里ハり
なる廉沼宿に行ハ其價とりこゝ求めをむかく
こゝ六年ハ前見ゑく姑ハ終りうせぬ夫ハ長き
病に婦して歩ふ也さらに叶ハさ所をおらぬを
なく介抱しこゝいさくかも怠らけりき志かなり
親里よりハ行未乃や須うさ給ふを思ひ縁を
見て婦り祿ゝなと折くしさとにいひをこしきれ
と夫乃病をしんすこゝ此處をたらさるなハ姑夫よ

對しこゝ操をもちかゝるしとそ[illegible]ちまうけうふ氣を
おく[illegible]貞節とそ[illegible]りける田地も九石四斗
[illegible]まり拾[illegible]れとこゝ[illegible]耕[illegible]るなりとかくこうち
捨てれとありき[illegible]を村乃内の老のよう志に感
しこゝ誰をのむともなく[illegible]より耕作しくとら
せけり寛政二年の四月[illegible]のよりし[illegible]
をこゝろへて稱美せしとそ

奇特者弥惣太郎

弥惣太郎ハ[illegible]ハ[illegible]村の庄屋にて十二石九斗
[illegible]まりの[illegible]ありこれ村にとるる私[illegible]村ハ[illegible]

固窮しこゝ貢物乃来をとゝ[illegible]かり[illegible]おひめ
おと弥増しに多かりきれは[illegible]
なり法井に離散しこゝ村の役つとむるもの一人
[illegible]ハ此弥惣太郎[illegible]村乃庄屋とも
兼させ[illegible]村のうちにあしきならハしを改め数る
らぬ小民の[illegible]をこうたると制くよろ[illegible]
に質素なる控をさしめ繁雑の費[illegible]省[illegible]
りハしめ[illegible]乃うちに被せ[illegible]
[illegible]費[illegible]省[illegible]
[illegible]れハ[illegible]の風俗[illegible]

この孫惣右衛門ハおひたゝしくつゝしミて倹約
をまもりしかこのころ孫惣右衛門ハ一村乃内の地境
ちかころ混雑しく検地終り合せ郷をハ明白に
改め又一人ミな小畑なとも皆を以て其代植させて
主税を納させて又荒たる田地なとも人夫をも
てあつかひて貢をもゆるしなす人の課役をもまぬ
かれさせしより償ひおさめたる所ありて田畑をハ結
作とゝのふ年にして民法らを結ひ越し十人を一組
と定め其組おのおのまかりて畠一ケ所つゝとらせ
させられ是を得るとはかりて村乃内の支食を給ハりき
新に百姓乃家を建てさせ農業をとらしめ業を進
貢め孫惣右衛門心に出しまつりしを後まて
おひく救得といふを結ひもてなかく末を貢め
を償ひてこの家に入らしむ常に志ふかく村の内を
みめくり農事を励ましまゐらせゆるやかに其代
をもて扱ひ夕結ハ一村乃風俗まつたく引り
まりぬよりて領主ゟ明和四年十二月銭乃褒美を
あたへられき

孝行者清六

清六ハ那須郡馬頭村ふくしまやと云ふ年比ある者なれ

百姓なりさ給ふ父のうせ申し事を深くなげき日
夜なきゝに沈ミ両眼を眠ま志ゐんとをしかれ
ゑさ中ましさ両くに療養をさしそ是て終に
盲人となるゆゑ母は父乃去りしのより黄疸
といへる病に掛しく手久く農事の助あるなり
かゐく只朝夕の食物のミ調へ内なるゝ今ハ母子二人に
なりて日く乃ことなきさへたよりなれ清六初き
時よりも手なれし業とゝ盲目の身なるゝ人くと
同しさ両に耕作を励ミ其帳には薪をとりける
も菓履なと作りて其母を養ひけるかく農業を

勤めぬ是ハ父よりさうけ給し田地乃内に新にあれ者
不もなりを終とすへゝ下田多ゆゑハ盲人の手にて
力を尽ひといへとも手なれなりもひよろしから次
法内に艱難に及ぶなりさいあれと母には不自由な
らぬ屋うにん代用ゐ又寒暑をさへ凌ぎ手つる
中なれと貢納るまハ其期に至りて夜ハ人なり
いさなれ是と母のつまくなるん事を思ひ是
てゆり次貢とゝ両も耕作に出ぬるゝ事を志もしを
かゐもらをとなれ只老乃ゆゑ慰めんとそなり
きなかく不足の身をもてゐらぬ事なく丹誠を

国立国会図書館　タイトル『孝義録』　請求記号 136-197

ガラス使用

屋なうさぬ者くハさらにもいそ汲その病乃悪さ
粉る夜ことに十度あまりも厠に通ひけるを父に
またひとりに介抱し清めなとし常にいとむつましく事へし
又月ことに婦くらひしに者ま肩背に負て山乃草木
田面の早苗なとを見せにつれ行て満足なさしめ人の許に
いさなひ行て給仕はよろしく心をつくし悦楽ませしめ孝情を
抱きまつりを家の父新之丞をもてしめ八弥吉へハもとより実
にして農事を励とよ斜と同く是まて父母につかへ人よ
勤らせしめ農業をもやらしめ白昼自らは家に取あり
あるいは介抱しきまよひに行なくも二人の兄弟一人こ

必あはせ参り外より帰りしも先父母の安否をとひさらに
世中の物語して慰めもてなされ是孝行まことに
かくれなく寛延二年乃四月領主より褒美として
新之丞が生涯の内其家の課役をゆるし給りし八
其外にもあまた八弥吉へも褒詞とそ下しけるに
かくて天明六年に至りて織僅志しもれ八十年乃
正月父之新之丞はまた妻をむかへんとせし家を

奇特者岡田八左衛門

是田八左衛門八芳賀郡東水沼村にすめる田畑百七十石余の
作りをなしたりしかるに此村乃風俗すへて

もら須臾なりとも常に倦む事なかりしを宝暦九年八左衛
十六歳乃ころより名主となり二十四年か程勤め
ける程は公事訴訟のうれひなく須村乃うちよく
治りて風俗よろしく殊にかはりて農事を励み貢
ものも定れる期をたかへす外の村よりもさきにおさめ
て其納めけるか八左衛門も村の扱ひところそうすへ
上代殺を下を憐みて人のまもりとやくし言行をも
まもらしく従ひくらまぬく佛をあかめるもおもえる一村の
内乃ことなるかあらり村里くまこともまもりひと称し
けへりへこ芝居の時も八左衛門をあへてよろしとうけしく

ことに孤独を救ひやめる人をも助けし事などありけれ
けれとも領主も其志乃まめやかなるを賞美しあ
天明四年十二月に苗字を名のらせ事を許されし同じ五
年の八月より永く扶持米二人の料をそへあたへられ

孝義録巻之十一

国立国会図書館　タイトル『孝義録』 請求記号 136-197

ガラス使用

136
50
197

国立国会図書館　タイトル『孝義録』 請求記号 136-197

ガラス使用

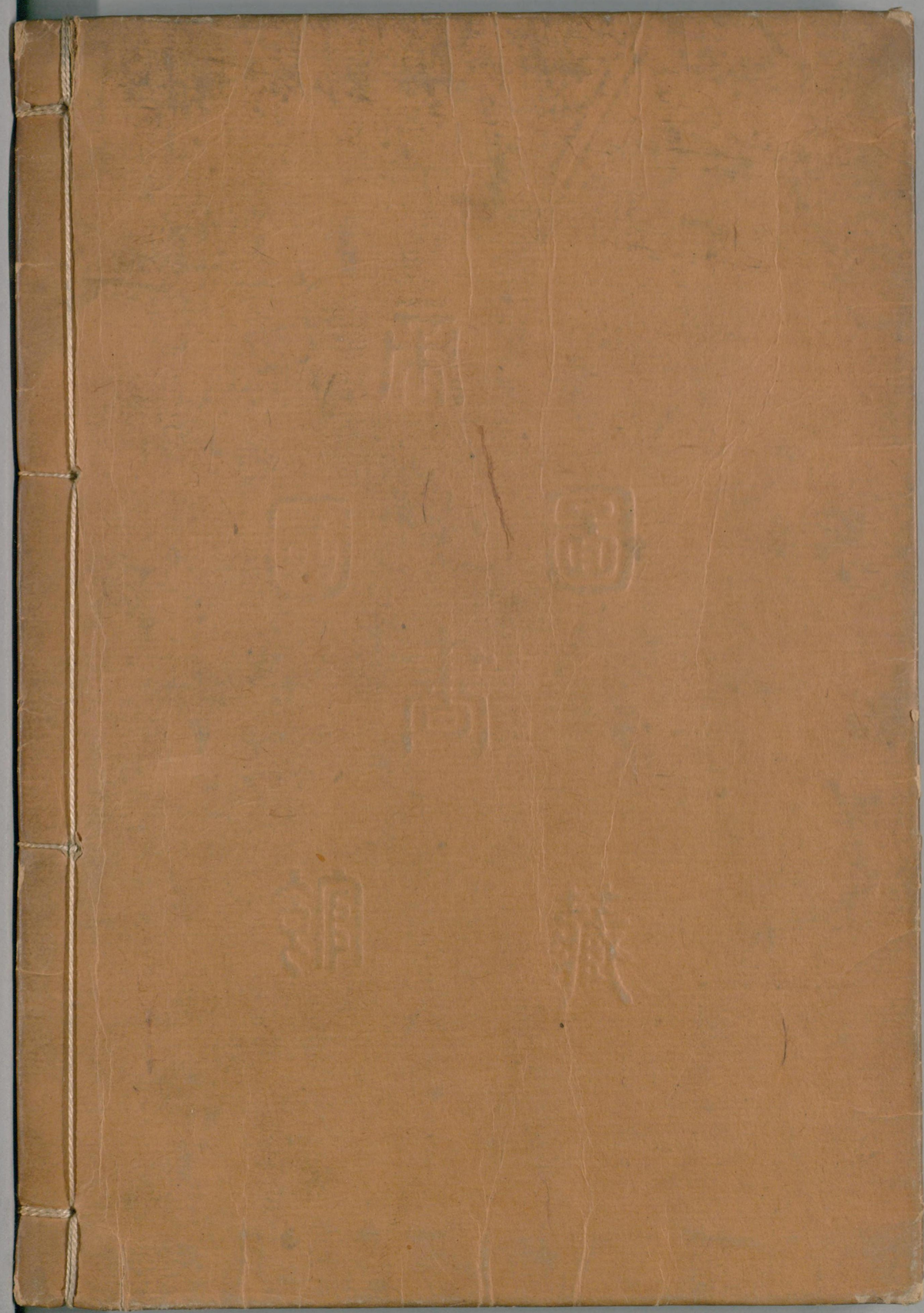

国立国会図書館　　タイトル『孝義録』　請求記号 136-197

ガラス使用